

奉行EXPRESS 2023年冬号 特集記事

「2023年 経理・総務人事が備えるべき業務 総点検」 追記・補足について

「令和5年度 税制改正大綱」の公表を受け、本書のP5を下記の通り追記・補足いたします。
令和5年度税制改正は、インボイス制度・電子帳簿保存法において事務負担の軽減を目的として
現在検討されているものです。なお、正式決定は2023年3月頃の予定となっております。

P5



制度対応により業務負担が増える! 制度対応に向けて、 準備すべき経理体制を点検!

インボイス制度により増える業務負担に対応できる体制なのか確認しましょう!

インボイス制度の開始に伴い、適格請求書の発行だけでなく、受領した適格請求書の記載内容の確認や区分けて保存など、新たに業務が増えることとなります。さらに、これまで領収書・請求書がなくても仕入税額控除が可能であった3万円未満の取引についても、適格請求書の受領・保存が必要となるため、対応件数が増え、経理担当者の業務負担が大幅に増加します。増加する業務負担に対応できる経理体制なのか点検しておく必要があります。

1 インボイス制度により新たに増える業務例



2 3万円未満の取引であっても、適格請求書の受領・保存が必要*

3万円未満でも、公共交通機関の乗賃や自販機で購入したものなど、請求書・領収書の発行を求めることが難しい場合は、これまでどおり税額控除に記録するだけで仕入税額控除が認められます。

【追記後】

※下記に該当する場合、これまで通り適格請求書の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能です。

- 適格請求書の交付を受けることが困難な税込3万円未満の公共交通機関や自販機で購入したものなど
- 基準期間における課税売上が1億円以下の場合、インボイス制度開始から2029年9月30日まで(6年間)に行う税込1万円未満の課税仕入れ※1

※1 令和5年度税制改正による追記

対応件数が増え、経理担当者の業務負担が増加

2024年1月から始まる電子保存完全義務化 経理のデジタル化を検討しましょう!

2024年から電子取引の電子保存完全義務化が始まります。従来の紙による業務を行う場合(下図・左)、電子請求書の印刷や保管とします。そのため、「紙」と「電子」の混在環境において、制度対応しつつ、増えます。制度対応と生産性向上を両立するためには、請求書データの活用を検討しましょう。

【補足】

令和5年度税制改正により、2024年1月1日以降、システムが間に合わないなど相当な理由がある場合(税務署長が相当の理由があると認めた場合)紙での保存が認められる猶予措置が設けられる予定です。なお、データのダウンロードの求めに応じることができるようにする必要がありますため、電子データで保存するようにしましょう。

